

(公開用)

諮問番号：令和３年度諮問第１号

答申番号：令和４年度丹情審答申第１号

答申書

第１ 審査会の結論

「丹法遵第７号公益通報にかかる調査結果報告書に記載されている兵庫パルプ工業(株)火災関係の業務日誌」につき、令和３年12月20日付けで丹波市教育委員会（以下「処分庁」という。）が行った丹教総第347号による公文書部分開示決定は妥当である。

第２ 審査請求に至る経緯

１ 情報公開請求

審査請求人は、令和３年12月13日、丹波市情報公開条例（以下「本条例」という。）第６条第１項の規定に基づき、処分庁に対して、公文書の開示を請求した（以下「本件開示請求」という。）。

審査請求人が開示を請求した公文書の件名は、①「丹法遵第７号(R3. 10. 22付別紙添付)内容の７頁でパルプ工業火災関係「業務日誌に必要な記載がなされている」とある。この業務日誌の写し」（以下「本件文書」という。）、②「第14回丹波市山南地域市立中学校統合準備委員会の傍聴出席者名簿の写し」であった。

２ 実施機関の決定

処分庁は、令和３年12月20日、業務日誌の該当部分につき、本条例第11条第１項の規定に基づく部分開示決定(丹教総第347号。以下「原処分」という。)を行い、審査請求人に対して通知した。

３ 審査請求書の提出

審査請求人は、令和４年１月18日、処分庁に対し審査請求書を提出した（以下「本件審査請求」という。）。

４ 諮問

処分庁は、令和４年２月14日、条例第18条の２の規定に基づき、丹波市・一部事務組合情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の概要は、以下のとおりである。

1 審査請求の趣旨

原処分を取り消しと再調査を求める。

2 審査請求の理由

公益通報にかかる調査結果報告書の7頁に「業務日誌に必要な記載がなされていると評価できることから」と記載されているが、開示された業務日誌には「午後1時30分過ぎ、兵庫パルプ工業(株)■■■部長からTEL有り 4号ボイラーの燃料サイロから火災発生、原因は調査、山南中には連絡済とのこと 教育長、部長、次長とは情報共有済」と記載がある。はたして、ここ数年のうちに大規模な火災等が数回発生しており、隣接する学校生徒や園児達等の安全面等を勘案すれば、教育委員会の日誌内容から審査会が示された「必要な記載がなされていると評価できる」とは到底思えません。よって他に5月17日に起きた火災事故について記録があるのではないかと考えます。

3 反論書の要旨

審査請求人が令和4年3月17日付けで提出した反論書の概要は、以下のとおりである。

業務日誌に記入されている内容からすると、ここ数年間に発生したパルプ工場の事故を考えると、丹波市法令遵守推進委員会から発せられた(依命通知)「適正な文書作成についての職員への注意喚起」(令和元年9月4日付)の内容から見ると、職員への指導は徹底されているのか疑問視する。行政である以上「依命通知」の内容にもあるように、口頭で情報共有ができたものについても、必要に応じて、適宜、文書を作成することとある。そして、今般のような工場の大規模事故等などは今後の課題として別途綴りで保管し、後々の参考資料として保管すべきである。業務日誌は保存年数が5年であることから処分され、過去の履歴について見ることはできない。以上のことから、依命通知が遵守されていれば当然に他に記録は存在するはずである。

第4 処分庁の弁明の要旨

処分庁の弁明の概要は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人は令和3年6月3日に記録簿の開示請求を行い、処分庁は令和3年6月15日に公文書不存在決定(丹教総第110号)を行っている。

これに対し、審査請求人は、丹波市法令遵守審査会に、当該記録簿が存在しないことについて、その他の案件と併せて公益通報を行った。

公益通報による法令遵守審査会の作成した公益通報に係る調査結果報告書(令和3年10月22日付け丹法遵第7号)では、当該記録簿は存在しないものの、業務日誌に必要な記載がなされているとされた。

これを受けて、審査請求人は当該業務日誌の開示を求めたものが本件開示請求である。

審査請求人は、公益通報による調査結果報告書の「業務日誌に必要な記載がなされていると評価できる」とは到底思えないことを理由に、他に記録があるのではないかと主張するが、法令遵守審査会に提出した業務日誌以外の記録は存在しない。

- (2) 審査請求人に部分開示した業務日誌は、法令遵守審査会に提出したものと同様の文書である。

業務日誌は一日の業務内容や職員の行動、特記事項等を記載し、情報共有するものであることから、必要事項が記載されている。

- (3) 兵庫パルプ工業(株)は、山南中学校から約600mに位置し、過去にも火災等が発生していることから、教育委員会、山南中学校、兵庫パルプ工業(株)の間で、火災を含む緊急連絡体制を整備している。

過去の火災事故等は、当初状況が不明であったことから職員を現地に派遣したり、追加の情報収集が必要であったことから報告書を作成しているが、本件事故については、兵庫パルプ工業(株)からの緊急連絡により状況が明らかであったことや教育委員会内のミーティングや幹部職員が連絡を取り合うなど情報共有していたことから、報告書は作成していない。

第5 審査会の判断

1 争点

本件開示請求は兵庫パルプ工業(株)火災関係の業務日誌の開示を求めるものであり、処分庁は業務日誌の該当部分について一部不開示とする部分開示決定を行ったのであるが、審査請求人は部分開示された本件文書以外に記録が存在するはずだと主張して原処分の取消しを求めており、処分庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件文書以外の文書の保有の有無について検討する。

2 本件文書以外の文書の保有について

- (1) 処分庁の説明によれば、業務日誌は、一日の業務内容や職員の行動、特記事項等の必要事項を記載し、組織内で情報共有するためのものである。
- (2) 本件文書は、業務日誌の一部であり、「主な来庁者」欄に、兵庫パルプ工業(株)からの電話連絡があった旨とその内容、教育長等と情報を共有した旨等が記載されている。
- (3) 処分庁は、

ア 過去の火災事故等では状況が不明であったことから職員を現地に派遣するとか、追加の情報収集が必要であり、その結果等について取りまとめた報告書が作成された。

イ しかし、本件事故については、緊急連絡体制が整備されており、この緊急連絡網によって教育委員会、山南中学校等に適切に連絡がなされていること、本件事故の状況が明らかであったこと、教育委員会内のミーティングや幹部職員が連絡を取り合うなど情報共有がなされていたことを理由に、別途報告書を作成する必要がなく、作成していないと主張する。

(4) また、当審査会が事務局を通じて調査したところ、法令遵守審査会に対して本件文書以外の文書は提出されていないとのことであった。

(5) 以上のことからすると、本件文書以外の文書を作成していないとする処分庁の主張は不自然、不合理とはいえず、また他に本件事故に関する記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、処分庁において本件文書以外の文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、処分の適法性・妥当性の判断に直接関係するものではない。

第6 結論

以上のことから、本件文書以外に保有しておらず、本件文書を特定して部分開示した決定については、「第1 審査会の結論」のとおり、妥当であると判断する。

令和4年6月13日

丹波市・一部事務組合情報公開審査会

会 長	山下 淳
副会長	長崎 良太
委 員	松尾 信幸
委 員	岸部 勇
委 員	山本 登